

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000705号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100009号

第1 結論

請求者のA社(平成19年12月21日からはB社)における平成16年12月2日の標準賞与額を30万6,000円、平成20年12月12日を36万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月2日及び平成20年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月2日及び平成20年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月2日
② 平成20年12月12日

B社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。預金通帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳並びにA社の他の従業員が保有している給料支給表、平成16年分給与所得に対する源泉徴収簿及び預金通帳により、請求者は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社から賞与の支払を受け、請求期間①及び②に係る賞与額に見合う標準賞与額より高額な厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記資料により推認できる賞与額から、請求期間①は30万6,000円、請求期間②は36万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 16 年 12 月 2 日及び平成 20 年 12 月 12 日における賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。